

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告示	ページ
◎寄附金税額控除の対象となる寄附金(控除対象寄附金)の指定 (税務課)	1
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく特定病院の認定 (障害保健福祉課)	1
○牛のヨーネ病の発生 (畜産振興課)	1
◎告示(緑の募金による森林整備等の推進に関する法律第6条に規定する業務を行う者の指定)の一部改正 (林業環境政策課)	1
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定 (防災砂防課)	1
○道路の区域変更 (道路課)	2
○港湾法に基づき保管した所有者不明の工作物等の返還 (港湾課)	2
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	2
〈11・30揭示〉	2
○第37期高知県労働委員会委員候補者推薦要領 (雇用労働政策課)	2
○土地改良区の役員の就任 (農業基盤課)	2
○漁港漁場整備法による所有者不明の工作物等の措置 (漁港漁場課)	3
高知県人事委員会規則	
◎職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	3
◎公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	3
◎警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	3
入札公告	
○一般競争入札(一般業務用ノート型パソコンの借入れ)の公告 (情報政策課)	4

## 告 示

### 高知県告示第706号

高知県税条例(昭和33年高知県条例第1号)第39条の2第3号エの規定により控除対象寄附金の指定をしたので、高知県税規則(昭和33年高知県規則第11号)第34条の3第4項の規定により次のとおり告示する。

平成21年12月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 控除対象寄附金の指定年月日  
平成21年12月11日
- 控除対象寄附金の名称又はこれに準ずるもの  
日本赤十字社に対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金
- 控除対象寄附金に係る法人の名称、代表者の職名及び氏名、主たる事務所の所在地並びに県内の主たる業務を行う事業所の名称及び所在地
  - 法人の名称  
日本赤十字社
  - 代表者の職名及び氏名  
社長 近衛 忠輝
  - 主たる事務所の所在地  
東京都港区芝大門一丁目1番3号
  - 県内の主たる業務を行う事業所の名称及び所在地  
日本赤十字社高知県支部  
高知市丸ノ内一丁目7番37号

### 高知県告示第707号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第22条の4第4項及び第33条第4項の規定に基づき、特定病院として次のとおり認定した。

平成21年12月11日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 所 在 地 認定年月日  
聖ヶ丘病院 宿毛市押ノ川1196 平21・11・13

### 高知県告示第708号

牛のヨーネ病が発生したので、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成21年12月11日

高知県知事 尾崎 正直

患畜

発生頭数	発生場所又は区域	発生年月日	処分
3頭	室戸市	平成21年11月27日	殺処分

### 高知県告示第709号

緑の募金による森林整備等の推進に関する法律(平成7年法律第88号)第5条第3項の規定により、平成21年11月9日付で公益社団法人高知県森と緑の会からその名称を同年7月31日から、その住所及び事務所の所在地を同年9月29日から変更した旨の届出があったことに伴い、平成8年6月高知県告示第413号(緑の募金による森林整備等の推進に関する法律第6条に規定する業務を行う者の指定)の一部を次のように改正する。

平成21年12月11日

高知県知事 尾崎 正直

表を次のように改める。

名称	住所	事務所の所在地
公益社団法人高知県森と緑の会	高知市本町五丁目1番50号 中澤ビル4階	高知市本町五丁目1番50号 中澤ビル4階

### 高知県告示第710号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県安芸土木事務所室戸事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成21年12月11日

高知県知事 尾崎 正直

室戸市室戸岬町高岡

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	室戸市室戸岬町字大ヅエ	3692-1
2	” ” 字タヌキ山	6984-イ
3	” ” ”	6993-イ
4	” ” 字コヅエ	3631-1
5	” ” ”	3634-イ-2

(2) 区域

標柱1から5までを順次に直線で結んだ線及び標柱5と1

を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第711号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成21年12月11日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年12月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安芸物部
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市井ノ口字ハン ダ甲2番34から 安芸市井ノ口字サデ ヒサ甲651番1まで	前	3.3 6.8	253
	後	4.5 9.7	253

高知県告示第712号

港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の4第2項の規定に基づき工作物、船舶その他の物件（以下「工作物等」という。）を撤去し、又は撤去させ、同条第3項の規定により当該工作物等を保管したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

なお、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、平成22年5月4日までに当該工作物等の返還を受けることができる。

平成21年12月11日

高知港港湾管理者

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量  
FRP船1隻（船名及び船舶番号不明）
- 2 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を撤去した日時  
高知市横浜竹ヶ下1814-1  
平成21年11月5日午後2時
- 3 工作物等の保管を始めた日時及び保管場所  
平成21年11月5日午後3時  
高知市種崎字久万871番地先
- 4 所有者等の行うべき措置  
工作物等の所有者等は、期限までに高知県高知土木事務所の

指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。

5 港湾管理者の措置

高知港港湾管理者は、所有者等が4の措置を行わないときは、港湾法第56条の4第5項の規定に基づく売却又は同条第6項の規定に基づく廃棄を行うものとする。

6 問い合わせ先

高知市稲荷町11-26 高知県高知土木事務所港湾管理課港湾保全班（電話番号088-882-8171）

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成21年11月30日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成21年11月30日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所の 所在地	定款に記載された目的
平成21 年11月 30日	特定非 営利活 動法人 高知県 就労支 援事業 者機構	青木 章 泰	高知市 本町四 丁目3 番41号	本機構は、犯罪者や非 行少年（更生保護事業 法第2条第2項各号に 掲げる者をいう。以下 「犯罪者等」という。） が善良な社会の一員と して更生するためには、 就職の機会を得て経済 的に自立することが重要 であることにかんがみ、 事業者等の立場から犯 罪者等の就労を支援し、 犯罪者等が再び犯罪や 非行に陥ることを防止 することにより、犯罪者 等の円滑な社会復帰と 安全な地域社会の実現 を図り、もって個人及び公

共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

高知県労働委員会の第37期委員を任命したいので、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、推薦資格のある労働組合又は使用者団体は、次の要領によりそれぞれ労働者委員又は使用者委員の候補者を推薦してください。

平成21年12月11日

高知県知事 尾崎 正直

第37期高知県労働委員会委員候補者推薦要領

- 1 候補者を推薦する者の資格
    - (1) 労働者委員の候補者を推薦する者の資格  
本県の区域内のみに組織を有する労働組合であって、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条及び第5条第2項の規定に適合することを高知県労働委員会に証拠を提出して立証したものであること。
    - (2) 使用者委員の候補者を推薦する者の資格  
本県の区域内のみに組織を有する使用者団体であること。
  - 2 候補者資格  
特別の資格条件を要しない。ただし、労働組合法第19条の12第6項において準用する同法第19条の4第1項の規定により、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者は、委員となることができない。
  - 3 委員の定数及び任期  
委員の定数は労働者委員及び使用者委員各5人で、委員の任期は2年とする。
  - 4 推薦手続
    - (1) 推薦資格のある労働組合は、県所定の推薦書にその推薦資格を立証する高知県労働委員会の組合資格審査決定書の写しを添えて推薦すること。
    - (2) 推薦資格のある使用者団体は、県所定の推薦書にその推薦資格を立証する定款又は規約等を添えて推薦すること。
  - 5 推薦締切日  
平成22年1月25日（月）
  - 6 推薦書の提出先  
高知県商工労働部雇用労働政策課
- 土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、窪川土地改良区から次のとおり就任した役員の届出があった。

平成21年12月11日

高知県知事 尾崎 正直

役名 氏 名 住 所

(就任)

理事 西井 健夫 高岡郡四万十町宮内257-2

“ 岡崎 傳次 “ “ 土居257

漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第39条の2第4項の規定に基づき、所有者不明の工作物又は船舶、自動車その他の物件(以下「工作物等」という。)の措置を次のとおり行う。

平成21年12月11日

宇佐漁港漁港管理者

高知県知事 尾崎 正直

1 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量

(1) 土佐市宇佐町 宇佐漁港萩浜内防波堤裏  
FRP船1隻(信天翁3世、282-18704)

(2) 土佐市宇佐町 宇佐漁港宇佐No.2船揚場  
FRP船2隻(船名及び船舶番号不明)

(3) 土佐市宇佐町 宇佐漁港環境施設用地  
FRP船1隻(船名不明、282-8364)

(4) 土佐市宇佐町 宇佐漁港灰方護岸  
FRP船1隻(船名不明、282-4043)  
FRP船2隻(船名及び船舶番号不明)

2 所有者の行うべき措置

工作物等の所有者は、この公告の日から起算して14日以内に宇佐漁港漁港管理者の指示に従い、当該工作物等を除却しなければならない。

3 漁港管理者の措置

宇佐漁港漁港管理者は、所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を処分するものとする。

人事委員会規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月11日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第61号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成6年高知県人事委員会規則第47号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「によらない疾病又は負傷及び」を「又は」

に、「第4号」を「第3号」に改め、同項第1号中「3年」を「1年」に改め、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号中「前各号に規定する」を「前3号に掲げる」に、「150日(職員の責めに起因することが明らかであると認められる場合は、90日)以内」を「90日以内。ただし、高血圧症、動脈硬化症、脳血管疾患、虚血性心疾患、肝臓疾患、じん臓疾患、糖尿病、悪性新生物又は精神性疾患にあっては、更に引き続き60日以内で延長することができる。」に改め、同条第4項中「第2項第4号」を「第2項第3号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(第1号において「旧規則」という。)第12条第2項第1号、第3号又は第5号に掲げる疾病又は負傷のために病気休暇を使用している職員のこの規則の施行の日(第1号において「施行日」という。)以後における当該病気休暇の期間は、この規則による改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(第2号において「新規則」という。)第12条第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれか短い期間とする。

- (1) 旧規則第12条第2項の規定による病気休暇の期間から施行日前に使用された当該病気休暇の期間を減じた期間
- (2) 新規則第12条第2項の規定による病気休暇の期間

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月11日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第62号

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成6年高知県人事委員会規則第48号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「によらない疾病又は負傷及び」を「又は」に、「第4号」を「第3号」に改め、同項第1号中「3年」を「1年」に改め、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号中「前各号に規定する」を「前3号に掲げる」に、「150日(職員の責めに起因することが明らかであると認められる場合は、90日)以内」を「90日以内。ただし、高血圧症、動脈硬化症、脳血管疾患、虚血性心疾患、肝臓疾患、じん臓疾患、糖尿病、悪性新生物又は精神性疾患にあっては、更に引き続

き60日以内で延長することができる。」に改め、同条第4項中「第2項第4号」を「第2項第3号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(第1号において「旧規則」という。)第11条第2項第1号、第3号又は第5号に掲げる疾病又は負傷のために病気休暇を使用している職員のこの規則の施行の日(第1号において「施行日」という。)以後における当該病気休暇の期間は、この規則による改正後の公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(第2号において「新規則」という。)第11条第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれか短い期間とする。

- (1) 旧規則第11条第2項の規定による病気休暇の期間から施行日前に使用された当該病気休暇の期間を減じた期間
- (2) 新規則第11条第2項の規定による病気休暇の期間

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月11日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第63号

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成6年高知県人事委員会規則第49号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「によらない疾病又は負傷及び」を「又は」に、「第4号」を「第3号」に改め、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号中「前各号に規定する」を「前3号に掲げる」に、「150日(職員の責めに起因することが明らかであると認められる場合は、90日)以内」を「90日以内。ただし、高血圧症、動脈硬化症、脳血管疾患、虚血性心疾患、肝臓疾患、じん臓疾患、糖尿病、悪性新生物又は精神性疾患にあっては、更に引き続き60日以内で延長することができる。」に改め、同条第4項中「第2項第4号」を「第2項第3号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の警察職員の



勤務時間、休日及び休暇に関する規則（第1号において「旧規則」という。）第11条第2項第3号又は第5号に掲げる疾病又は負傷のために病気休暇を使用している職員のこの規則の施行の日（第1号において「施行日」という。）以後における当該病気休暇の期間は、この規則による改正後の警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（第2号において「新規則」という。）第11条第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれか短い期間とする。

- (1) 旧規則第11条第2項の規定による病気休暇の期間から施行日前に使用された当該病気休暇の期間を減じた期間
- (2) 新規則第11条第2項の規定による病気休暇の期間

### 入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成21年12月11日

高知県知事 尾崎 正直

#### 1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量  
一般業務用ノート型パソコン 553台
- (2) 借入物品の特質等  
入札説明書による。
- (3) 借入期間  
平成22年3月1日から平成27年2月28日まで
- (4) 納入期限及び納入数量  
1回目 平成22年1月28日(木) 10台  
2回目 平成22年3月1日(月) 543台
- (5) 納入場所  
1回目 高知県文化生活部情報政策課  
2回目 高知県庁の各課及び出先機関のうち指定する所属
- (6) 入札方法  
ア 入札金額は、この入札公告に示した借入物品の借入期間の賃貸借料の月額を入札書に記載すること。  
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札参加資格

次に掲げるすべての要件を満たす者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の

4の規定に該当しない者であること。

- (2) 高知県における「平成21～23年競争入札参加資格者登録簿（物品購入等関係）」に記載されている者であること。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) この入札公告に示した借入物品の要求仕様に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明し、かつ、借入物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制（アフターサービス及びメンテナンスの実施を入札者以外の者が担保する場合を含む。）が整備されていることを証明した者であること。

#### 3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
郵便番号780-0870  
高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル  
高知県文化生活部情報政策課  
電話番号088-823-9773  
ファクシミリ番号088-823-9647
- (2) 入札説明書の交付方法  
ア 手渡しによる交付の場合  
平成21年12月11日(金)から平成22年1月13日(水)まで（高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。  
イ ダウンロードによる交付の場合  
平成21年12月11日午前9時から平成22年1月13日午後5時15分までの間に高知県文化生活部情報政策課ホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141201/>）で交付する。
- (3) 入札参加意思確認書の提出期限及び方法  
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加意思確認書を平成22年1月4日(月)午後5時15分までに(1)の交付場所に持参又はファクシミリ（送信後、電話で着信を確認すること。）により提出すること。
- (4) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時  
平成22年1月20日(水)午前10時  
郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成22年1月19日(火)午後4時までに(1)の交付場所に必着すること。

#### イ 場所

高知市本町四丁目1-16 高知電気ビル810号室

#### 4 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金及び契約保証金  
高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。
  - (3) 入札に参加を希望する者に求められる事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した物品の機能等証明書及び物品を納入することができることを証明する書類を平成22年1月14日(木)午後5時15分までに3の(1)の交付場所に提出しなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
  - (4) 入札の無効  
この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
  - (5) 落札者の決定方法  
規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
  - (6) 契約書作成の要否  
要
  - (7) 資格審査に関する事項  
2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成21年12月28日(月)午後5時15分までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。  
なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。
  - (8) 関連情報を入手するための照会窓口  
3の(1)に同じ。
  - (9) 詳細は、入札説明書による。
- #### 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be hired:  
general purpose notebook computers 553 units

- (2) Deadline for tender (by hand) : 10:00 A.M. on Wednesday 20 January 2010
- (3) Deadline for tender (by mail) : 4:00 P.M. on Tuesday 19 January 2010
- (4) Inquiries: Information Policy Division, Department of Culture and Community, Kochi Prefectural Government, 4-1-16 Honmachi, Kochi City, Kochi 780-0870 Japan  
Tel: 088-823-9773 Fax: 088-823-9647